明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附則第十八条の二第一項中「附則第三十五条の二の二第一項に規定する損失」を「附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失」に改め、「掲げる株式」の下に「又は公社債」を加え、同項第一号中「特定管理株式（法附則第三十五条の二の二第一項」を「特定管理株式等（法附則第三十五条の二の三第一項」に、「特定管理株式を」を「特定管理株式等を」に、「当該特定管理株式につき同項」を「同項」に改め、「発生した」の下に「特定管理株式等につき当該事実が発生した」を加え、「第三項」を「次項」に、「特定管理株式に係る一株当たり」を「特定管理株式等に係る一株又は一単位当たり」に、「特定管理株式等の」を「特定管理株式等の」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第二項」に、「第三項」を「次項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定口座内公社債（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定口座内公社債をいう。以下この条において同じ。）同項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第一項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の二第二項を削り、同条第三項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第二項」に、「この条」を「この項及び第五項」に改め、「株式等」の下に（同条第二項に規定する株式等をいう。第五項において同じ。）を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十五条の二の二第五項に規定する損失」を「附則第三十五条の二の三第五項に規定する損失」に改め、「掲げる株式」の下に「又は公社債」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　特定管理株式等　法附則第三十五条の二の三第五項に規定する事実が発生した特定管理株式等につき当該事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式等の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の二第五項第二号中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定口座内公社債　法附則第三十五条の二の三第五項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第五項に定めるところにより当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の二第五項を同条第四項とし、同条第六項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十五条の二の二第五項」を「附則第三十五条の二の三第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条を附則第十八条の三とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の二　法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一　当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

二　当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

三　当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

2　前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

3　前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

4　前条第四項の規定は、法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第四項の表中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

5　法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一　当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

二　当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

三　当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

6　前年中において法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

7　前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

8　前条第八項の規定は、法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第八項の表中「附則第三十五条の二第五項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。